

助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)

労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させた場合、
受給の可能性がります！

受給できる事業主

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 【1】中小企業事業主であること
- 【2】育児・介護休業法に定める水準を満たした休業制度や所定労働時間の短縮措置について、労働協約または就業規則に規定していること
- 【3】次のいずれかに該当すること
 - ①育休取得時 次の(ア)(イ)いずれについても実施していること
 - (ア) 育休復帰支援プランを作成し、対象者の育児休業（産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業）開始日までに業務の引き継ぎ等を実施すること
 - (イ) 3カ月以上の育児休業を取得すること（産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3カ月以上）
 - ②職場復帰時 次の(ア)(イ)いずれについても実施していること
 - (ア) 上記「育休取得時」の支給を受けていること
 - (イ) 育児休業終了後、原職等に復帰させ、引き続き6カ月以上継続して雇用していること
 - ③代替要員確保時 次の(ア)(イ)いずれについても実施していること
 - (ア) 育児休業者の代替要員を確保したこと（所定労働時間が育児休業者と同等であること、新たな雇入れにより確保すること等、一定の要件があります）
 - (イ) 育児休業終了後、引き続き6カ月以上継続して雇用していること
 - ④職場復帰後支援 次の(ア)(イ)いずれかの制度を規定し、育児休業復帰者に復帰後6カ月以内に利用させていること
 - (ア) 子の看護休暇制度（20時間以上の利用実績があること）
 - (イ) 保育サービス費用補助制度（3万円以上の補助実績があること）

受給内容

- ①育休取得時 28万5,000円 <36万円>
 - ※1事業主当たり2人まで（無期雇用者、期間雇用者、各1名）
 - ②職場復帰時 28万5,000円 <36万円>
 - ※1事業主当たり2人まで（無期雇用者、期間雇用者、各1名）
 - ・育休取得者の職場支援の取り組みをした場合 19万円<24万円>加算
 - ※育児休業取得者の代替要員の雇用等を行わずに、以前から雇用する労働者が育児休業取得者の業務を代替する場合、業務についての見直し・効率化を行う等、一定の条件を満たす事業主に対して、職場復帰時に加算されます
 - ③代替要員確保時 47万5,000円 <60万円>
 - ・支給対象者が有期契約労働者の場合 9万5,000円<12万円>加算
 - ④職場復帰後支援 28万5,000円 <36万円>
 - ※支給は1事業主につき、(ア)(イ)の制度、いずれか1回限り（一定の要件を満たす場合は除く）
- ※< >内は生産性要件の向上が認められる場合の額

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）